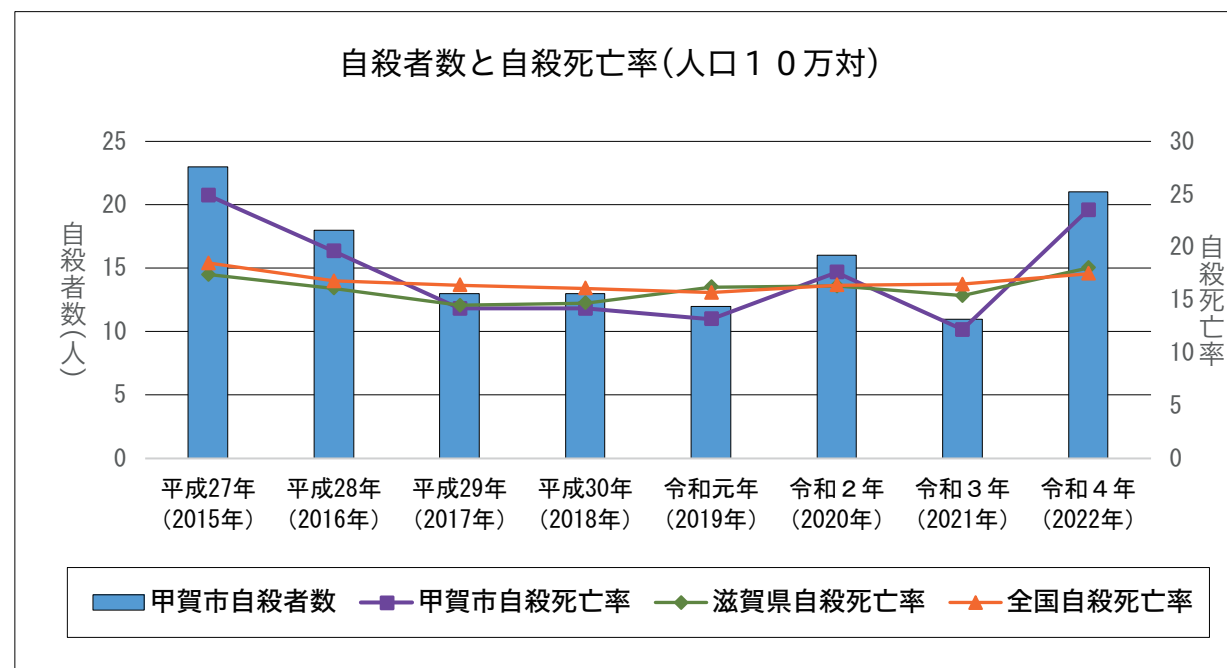


◎自殺者数と自殺死亡率の年次推移



	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
甲賀市自殺者数	23	18	13	13	12	16	11	21
甲賀市自殺死亡率	24.9	19.6	14.2	14.2	13.2	17.6	12.2	23.5

◎過去5年間の自殺死亡率の経年変化

平成25年(2013年)～平成29年(2017年) 平成30年(2018年)～令和4年(2022年)

自殺死亡率(人口10万対)	自殺死亡率(人口10万対)
全国	18.5
滋賀県	17.7
甲賀市	20.9



出典：自殺統計(自殺日・住居地)

◎甲賀市における5つの特徴

- ①男性の自殺者の割合が国・県と比べて高い。
- ②50歳代男性の自殺者数に占める割合が高く、自殺死亡率も国・県と比べて高い。
- ③60歳以上の高齢者の自殺者数に占める割合が国・県と比べて高い。
- ④自殺者のうち、同居者がいる者の占める割合が国・県に比べて高い。
- ⑤20歳代の自殺者数の占める割合が高く、自殺死亡率も国・県と比べて高い。

発行：甲賀市 健康福祉部 すこやか支援課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL 0748(69)2167 FAX 0748(63)4085

第2次甲賀市自殺対策計画 【概要版】

～誰も自殺に追い込まれることのないまちをめざして～

計画の趣旨

我が国の自殺者数が平成10年(1998年)以降年間3万人を超え高い水準で推移し、国では、平成18年(2006年)10月に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められてきました。さらに平成28年(2016年)3月には、自殺対策を強化するため自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられ、甲賀市においても平成31年(2019年)4月に「甲賀市自殺対策計画」を策定し、対策を進めてきました。

全国の自殺者数は減少したあと近年同水準でしたが、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、令和4年(2022年)は前年を上回り、小中高生の自殺者数は過去最多人となっています。甲賀市においても、平成29年(2017年)以降同水準でしたが、令和4年(2022年)は増加し、さらに若年層の自殺未遂者も増加傾向にあります。「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、進路問題や親子問題、いじめや孤独・孤立など様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるために総合的に推進していくことが重要です。

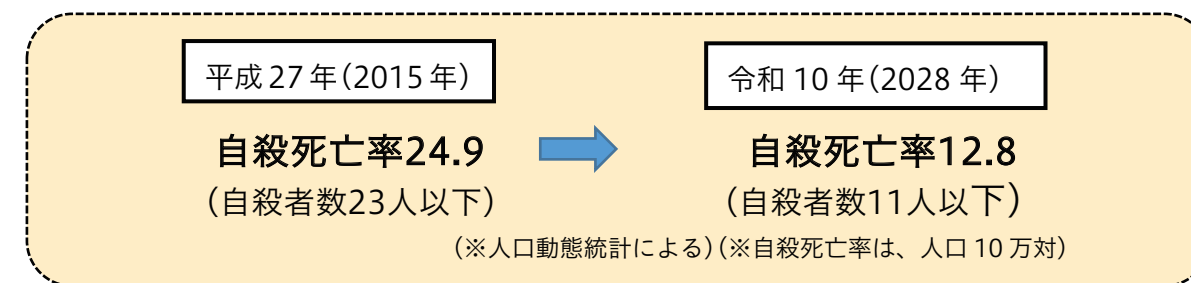
そこで、甲賀市自殺対策計画を国の自殺総合対策大綱や社会状況等の変化を踏まえ、内容の見直しをすることで、さらなる自殺対策推進を図るため策定します。

計画期間

令和6年(2024年)～令和10年(2028年)

計画の数値目標

本計画期間において、当面の目標値として、平成27年(2015年)の年間の自殺死亡率24.9(自殺者数23人以下)を令和10年(2028年)までに12.8(自殺者数11人以下)にすることを目指します。



*国の自殺対策大綱では、人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という)を平成27年度から10年間で30%以上減少させることを目標にしています。

基本施策

【1】地域におけるネットワークの強化

自殺対策の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、地域に展開されるまちづくりネットワーク等と連携の強化にも取り組んでいきます。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

【2】自殺対策を支える人材の育成

生活上の困難さや様々な悩みに対する早期の“気づき”は自殺対策にとってとても重要なことです。市民や様々な分野の専門家、関係者に対して研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化します。

- (1) 市民を対象とする研修
- (2) さまざまな職種を対象とする研修
- (3) 学校教育に関わる人への研修

【3】市民への啓発と周知

相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、広く地域全体に向けた啓発を強化します。また、市の広報媒体や図書館等の施設・市内関係機関とも連携し、相談先情報の周知や研修などの情報発信の強化を図ります。

- (1) 相談窓口チラシの作成と周知
- (2) 市民向け講演会・イベント等の開催
- (3) メディアを活用した啓発活動
- (4) 家庭や地域と連携した啓発活動

【4】自殺未遂者等への支援の充実

県や医療機関、関係機関と連携し、自殺未遂者等に対する継続的な支援を行い、自殺未遂者の家族等の身近な人に対しての相談、支援体制の整備及び強化を図ります。

- (1) 自殺未遂者支援事業による自殺未遂者への支援
- (2) 甲賀市自殺未遂者等処遇確認会議の実施
- (3) 遺された人への支援

【5】児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童・生徒がいのちの大切さを実感し、困ったときやつらい時には助けを求めていいということを学べる教育の取り組みや、子どもにとってＳＯＳを出しやすい環境をつくるため教職員等への情報提供や研修を充実させ、児童・生徒に対するアプローチを強化します。

- (1) 児童生徒のＳＯＳの出し方教育
- (2) ＳＯＳの受け手側の受け止める力の強化

重点施策

【1】子ども・若者の自殺対策の推進

本市の平成29年～令和4年の年代別死因をみると、10歳代から30歳代の死亡原因の1位が自殺です。自殺の背景には貧困問題や学業不振、友人関係問題、いじめ、不登校など様々な要因が考えられます。子ども・若者が問題に直面した際に、一人で抱え込むことなく周囲に助けを求めたり、自分に合った対処法を早い時期から身につけることができ、学校・家庭・地域において、子どもや若者のサインをいち早く受け止められるよう周囲の意識の改革が必要です。

対策

- (1) 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒への相談支援を推進する
- (2) 関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実
- (3) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援
- (4) 居場所づくり

【2】勤務問題に関わる自殺対策の推進

本市の平成29年～令和3年の自殺死亡者で、仕事の有無が明らかな人のうち、有職者の自殺は50%です。勤務に関する悩みを抱えた人が適切な相談・支援先につながるができるように相談体制の強化や相談窓口の周知、労働環境等の整備など関係機関と連携を図りつつ広域的に対策を進めていく必要があります。

対策

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 勤務問題による自殺リスク低減に向けた取り組みの推進
- (3) 健康経営に向けての取り組みの推進

【3】生活困窮者支援と自殺対策の連動

経済面での困窮は、「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。そのため、福祉・労働等、多分野の相談機関同士の連携、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化が必要です。

対策

- (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化
- (2) 自殺リスクを抱え込みかねない人への支援

【4】高齢者の自殺対策の推進

本市の平成24年～28年の自殺死亡者のうち、60歳以上が約35%を占めています。高齢者は、親しい人との死別や離別、心身の衰え、社会からの孤立等をきっかけに、複数の自殺リスク要因を抱え込みがちです。高齢者本人だけでなく、高齢者を支える家族や介護等支援者に対する支援を含めて啓発と実践を強化していく必要があります。

対策

- (1) 高齢者の社会参加の推進
- (2) 高齢者の健康不安に対する支援
- (3) 高齢者の見守りと地域のつながりの強化
- (4) 健康、福祉、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進する包括的な支援体制

【5】女性の自殺対策の推進

本市においては20歳～39歳までの若年層の自殺死亡率が高い傾向にあります。自殺の背景には非正規雇用の問題や家庭問題、育児や介護が考えられ、新型コロナウイルス感染症による生活環境を受けて、DV問題も顕在化しました。妊娠婦や困難な課題を抱える女性への支援を図り、顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策が必要です。

対策

- (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
- (2) 働く女性(再就職・非正規雇用・不安定就労を含む)への支援
- (3) 困難な課題を抱える女性への支援